

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 経営コンサルタントに支払う報酬

Q : 当社では、この度、企業経営の充実を図るため、経営コンサルタントとコンサルティング契約を結びました。

ところで、コンサルティング料を支払う際には、源泉徴収が必要でしょうか。この経営コンサルタントは中小企業診断士の資格は持っていません。

A : 中小企業診断士の資格を持っていなくても、源泉徴収は必要です。

【解説】

企業診断員の業務に関する報酬・料金については、税率10%（ただし、1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分の金額については20%）の源泉徴収が必要です。

この企業診断員には、中小企業指導法に基づく中小企業診断士登録規則により登録された中小企業診断士だけでなく、直接企業の求めに応じてその企業の状況についての調査及び診断を行ったり、企業経営の改善及び向上のための指導を行う者、例えば、経営士、経営コンサルタント、労務管理士等と称するような者も含まれることとされています。

ご質問の場合も、「企業経営の改善及び向上のための指導を行う者」に該当すると考えられますので、企業診断員の業務に関する報酬・料金として源泉徴収が必要になります。

